平成２２年（フ）第４２８１号
大阪市淀川区十八条３丁目１番28号　永和ハイツ112号
債務者　石井　孝典
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１８９号
横浜市南区永田山王台１番17号　ハイツカワイ105
債務者　三原　久和
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２５６号
横浜市旭区白根２丁目３番８号　ハイタウン204
債務者　大牧　　潤
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２８６号
横浜市泉区岡津町2703番地４　グリーンヒルＢ―101
債務者　石川　亜希（旧姓冨田）
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２９４号
神奈川県大和市鶴間１丁目28番16―213号
債務者　大島　由妃
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２９６号
横浜市緑区小山町660番地14　エンゼルⅡ番館103号
債務者　三冨　郁夫
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３０４号
横浜市南区宮元町１丁目23番地　ポートハイム宮元町第１―804号
債務者　和田　優子（旧姓鍋田・安藤・重野）
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３０８号
神奈川県大和市つきみ野５丁目18番地１　つきみ野大町ビル202号
債務者　前田　敏博
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５７２号
神奈川県海老名市河原口65番地の24　メゾン河原口102号
債務者　松山　順子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７５号
栃木県那須烏山市旭１丁目４番18号、前住所栃木県那須烏山市金井２丁目11番19号
債務者　片岡　　康
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３７６号
栃木県那須烏山市旭１丁目４番18号、前住所栃木県那須烏山市金井２丁目11番19号
債務者　片岡タケノ
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３８８号
栃木県下都賀郡壬生町大字壬生丁228番地44ガーデンムツミＢ302号、前住所栃木県小山市西城南４丁目16番地１　サンビレッジカムアンドエムＥ棟201号
債務者　照井ナミこと　李　　垠叔
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３８９号
住民票上の住所　栃木県栃木市沼和田町４番９号
債務者　神山　　宏
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３９０号
栃木県佐野市米山南町60番地２　株式会社小林鉄工所社宅２号
債務者　佐々木真一
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３９１号
栃木県芳賀郡市貝町大字赤羽2034番地　赤羽団地１号室、前住所埼玉県戸田市喜沢南１丁目３番11号　戸田ホームタウン101号室
債務者　志水麻千子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係